

佐賀県告示第 43 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和元年 7 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 学校法人江楠学園
- 2 事業の種類 北陵高校多目的グラウンド建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 佐賀市金立町大字千布字雲州二本松地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀市金立町大字千布字雲州二本松地内における北陵高校多目的グラウンド建設事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 21 号に掲げる「学校教育法第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、起業者である学校法人江楠学園が、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断され

る。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

学校法人江楠学園が運営する北陵高校は、昭和 37 年の創立以来、校訓である「何処の場にありてもなくてはならぬ人となれ」を教育目標に人材育成に取り組んでいる。

現在、344 名の生徒が部活動に励んでおり、このうち、屋外部活動としては、野球部、サッカー部、陸上部、テニス部があるが、既存グラウンドは約 7,900 m²と非常に狭く、これは県内の他の工業高校と比較しても、狭小な状況である。現在、部活動の際は野球部とサッカー部でグラウンドを共用し、陸上部とテニス部は佐賀県総合運動場を借りて練習せざるを得ず、いずれの部も十分な練習時間の確保や、満足のいく練習ができていない状況である。

また、野球部とサッカー部の共用に当たっては、練習時間帯やメニューを工夫するなどの対策を実施しているが、狭小であるが故に、部員の負傷や周辺建物への被害が度々発生しており、その都度、原因の調査や可能な限りの対策を実施しているものの、負傷事故や周辺建物への被害が後を絶たない。このほか、野球部は、年間 100 回以上の練習試合の全てを遠征により行っており、移動時の時間的ロスや心身への大きな負担が生じている。

さらに、グラウンドが住宅街に位置していることから、時間帯に応じた練習メニューにしているものの、野球とサッカーはいずれもチームで行うスポーツであり、声掛け等による一定程度の騒音発生が避けられず、近隣住民への影響が生じている。

本件事業の施行により、屋外部活動の全てを起業者所有のグラウンド

で実施可能となり、顧問による常時監視・指導が行えることで、安全で円滑な部活動の実施につながる上、各部の判断で練習時間が設定可能となることから、生徒個々の技術向上が期待され、また、教育目標の実現や、特色ある学校づくり、生徒の健全な心身の発達に寄与するものと判断される。さらに、近隣住民が少年野球やグラウンドゴルフにも利用可能であり、地域貢献への期待も大きい。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）に基づく環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、起業地内には、佐賀県レッドリストに記載されている希少な野生動植物の生息及び生育は確認されていないが、生息及び生育が確認された場合は、専門家の指導及び助言を受け、また関係機関と協議をし、適切な措置を講ずるほか、事業の施行に当たっては、排出ガス、騒音、振動及び濁水の流出を抑えるなど、周辺環境に配慮して進めることとしている。

なお、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地の友貞遺跡の範囲に含まれているが、起業者は本件事業の施行に当たり、埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに佐賀市教育委員会と協議を行い、その保護について十分留意し、本件事業を進めることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、佐賀市金立町及び高木瀬町内の3候補地を検討している。

起業者は、佐賀市の関係課にも相談の上、事業施行に必要な面積、校舎所在地との連携、経済的合理性を考慮し、技術的、社会的及び経済的観点から総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定したものである。

エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、既存グラウンドは非常に狭小であり、負傷事故や周辺建物への被害が生じている上、住宅街に位置しており、騒音による周辺住民への影響が生じている。これに対しては、起業者として可能な限りの対策を実施しているものの、負傷事故や周辺建物への被害が後を絶たない状況であり、速やかな是正が必要と思われる。

また、野球部保護者会から、グラウンド整備に関する要望書も提出されている。

よって、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

佐賀市役所 都市政策課